第３章　空き家対策の基本的な考え方

３－１　対策の基本理念

荒川区では、前計画において、以下の３つの基本理念を定め、総合的な空き家対策を実施してきました。本計画においても、第２章で設定した課題解決のため、この理念を継続します。特に、本計画では、次の３つの視点を重視した空き家対策を行っていきます。

・そもそも空き家にさせない
・空き家になった場合でも適正に管理し、次の利用につなげる
・危険なものは速やかに除却する

課題１　空き家に関わる不安の解消と安全な生活環境の確保
↓

Ⅰ　区民の安全・安心を確保するための実効性のある対応

空き家対策の取組に関する情報を広く周知し、空き家にしないという意識の醸成や空き家の適正管理を促進するとともに、周辺に悪影響を及ぼす管理不全な空家等に対しては、空家等特措法を活用した実効性のある改善指導を行うことで、区民の安全・安心な暮らしを確保します。

課題２　地域の活力低下防止と街の魅力向上
↓

Ⅱ　地域の活性化・まちの魅力向上に向けた活用の促進

利用可能な空き家を地域の資源と捉え、活用促進を図ることで、地域の活性化やまちの魅力向上に繋げます。

課題３　空き家対策を進めるための体制づくり
↓

Ⅲ　地域住民・事業者・専門家・行政等による相互の連携

空き家の所有者や行政だけでなく、地域住民や不動産・法務・建築等の専門家団体、民間事業者などの多様な主体が相互に連携を図ることで、総合的な空き家対策の取組を推進します。

３－２　対策の基本方針

空き家に関する対策は、前述のとおり、適正に管理することや危険な状態のものはなくしていくことはもとより、空き家を活用する、そもそも空き家にしないなど、総合的に取り組む必要があります。

これについても、前計画の方針を継続し、居住中から跡地利用に至るまで、それぞれの段階に応じた対策の基本方針を次のように定めます。

基本方針１　空き家化の予防と適切な維持管理の促進

基本方針２　空き家の活用促進

基本方針３　管理不全な空家等の対策

・管理不全状態の未然防止
・管理不全状態の解消
・跡地の利用への誘導

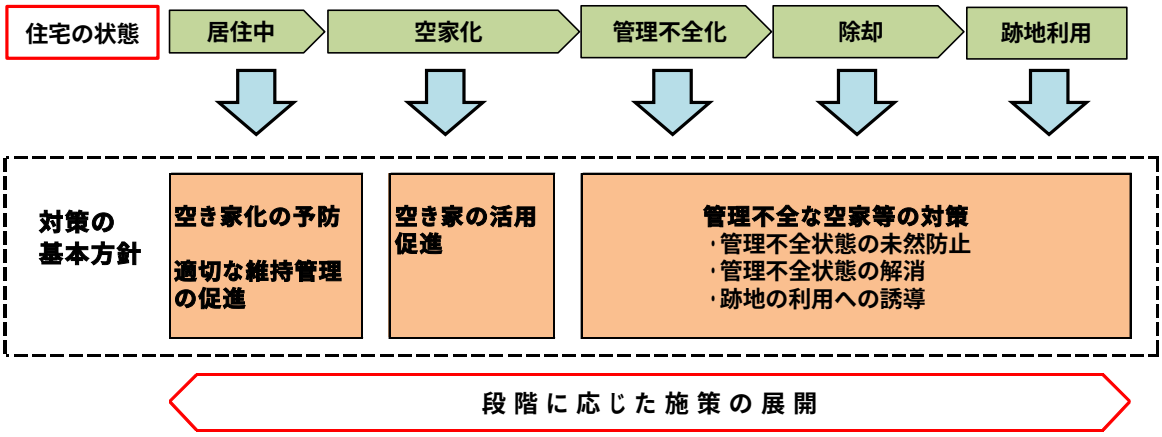

図 12　空き家対策の基本方針